



日本共産党名古屋市議員 **柴田民雄**

昭和区 **市政ニュース**

No. 161 [2018/6/3 発行]



いつでもご相談を



柴田民雄事務所 〒466-0849 昭和区南分町 3-3  
御器所駅・川名駅から徒歩 11 分 (事務所の駐車場はありませんが東隣に名鉄協商コインパーキングがあります)

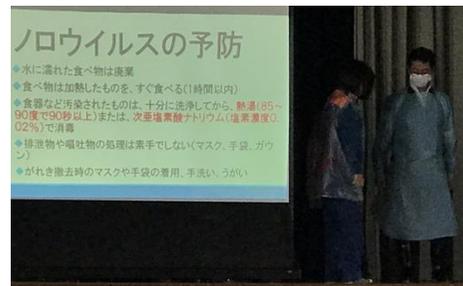
〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 名古屋市役所東庁舎 3F Tel 052-972-2071  
連絡先 名古屋市議員柴田民雄事務所 Tel052-858-3255 Fax 052-858-3256

tamio.jcpweb.net / shibata@tamio.jcpweb.net / @shibata\_pin / www.facebook.com/tamio.shibata  
メールマガジンに登録を右のQRコードで表示される mtouroku@tamio.jcpweb.net に空メールを送信するだけ!

### 昭和区総合水防訓練に参加

5月27日(日)松栄小学校で昭和区総合水防訓練が行われ、柴田議員も他の公職者らと参加しました。

体育館での、水害発生時の注意や、避難生活における感



染症対策、アレルギーへの配慮などの基礎知識の講義のあと、ピロティ、校庭、プールなどに分散して災害物資の配布方法、災害弱者への対応の工夫、道路冠水時の避難体験、土のう訓練、プランターと防水シートを使った簡易水防対策な

どの訓練が行われました。参加された住民の皆さんも、日常生活では経験できない訓練に、積極的に参加されました。



### 名古屋市学童保育連絡協議会総会に参加

4月22日(日)中区イーブルなごやホールで第38回名古屋市学童保育連絡協議会定期総会が行われ、党市議団から青木ともこ議員があいさつし、さいとう愛子議員、柴田議員が参加しました。

学童保育には、指導員の配置基準や、施設の面積基準などの最低基準はできたものの、それに見合ったといえる助成金には到底届いておらず、土地問題、プレハブ問題も引き続き解決すべき大きな課題です。

他会派とも協力して要求の実現に向け奮闘する決意を表明しました。



### 市議員柴田民雄 活動日誌

- 22(火): 定例朝宣伝[八事日赤], 財政福祉委員会[所管事務調査], 本会議
- 24(木): 昭和区民まつり実行委員会総会, 文化行政についていのこ福代氏と懇談
- 26(土): 伊勝・村雲・御器所・広路・川原小運動会
- 27(日): 昭和区総合水防訓練
- 28(月): 昭和区手をつなぐ育成会総会

### 障害者団体がエレベーターの無い天守閣木造化反対! と抗議行動

5月21日(月)障害者団体の皆さんが、名古屋市が天守閣木造化にエレベータを付けない方針をあきらかにしたことに對して、「障害者差別解消法違反だ」と、市役所前で抗議行動を行いました。党市議団から江上議員が連帯のあいさつをし、柴田議員他6人の議員が参加しました。党市議団は、市長提案の木造化は中止し、まずは耐震補強工事をと一貫して求めています。詳しくは、No.159でお知らせした「シンポジウム報告集」(無料)をお読みください。



# 「道徳」教科化の教科書 6月8日(金)～7月2日(月) 教科書展示会で意見を

来年度から中学校で使用する教科書の選定作業が行われています。この教科書の展示会が7月2日まで愛知県下の各会場で行われています。

文科省の教科書検定審議会に申請したのは8社。学習指導要領に規定された22の徳目を満たそうとしています。生徒の内心を数値で評価させ、「官製道徳」を押し付けることになりかねません。子どもを個人として尊重しつつ、自主的で多様なものとして進めることが重要です。

新規参入の出版社「日本教科書」は、侵略戦争賛美の育鵬社や、「マンガ嫌韓流」シリーズ等のいわゆるヘイト本を多数発行している晋遊舎と深く関係。反道徳的な会社に関連する出版社が子どもの道徳教科書を出版することは異常という声広がっています。

展示会を見て不適切な内容があると感じたら、その教科書を採択しないでほしい、等の意見を出すことが

できます。教科書展示は、6月8日(金)～7月2日(月)の期間、①鶴舞中央図書館(昭和区) ②西・中川・南・天白・港図書館 ③名古屋市教育センター(熱田区)の7か所で行われます。(図書館の開館時間中。月曜休館。教育センターは土日休み)

## 国民健康保険料 納入通知書が来たら 減免申請をお忘れなく 国保加入者の6割の方が減免されます

国民健康保険(国保)には申請をすると保険料や医療費などの負担が軽減される制度があります。その中に市内約20万世帯が特別軽減の対象となる制度があります。しかしあまり利用されていないのが実情です。

通知書の減額額⑥の「割合」という箇所には2・5・7のいずれかの数字が記載されている方は、申請をすると1人につき2,000円減免されます。

対象者の人数は国

保料納入通知書の下の方にある「保険料算定内訳」の人数の中に「・人」と記載されていますので複数人の場合は全員分申請しましょう。

国保料や介護保険料などの負担は大変です。せめて保険料の減額(国制度)と減免(市独自制度)をフルに活用しましょう。65歳以上の方や低所得者の方な

ど、申請すれば国保料を下げることもできる場合がありますが少なくありません。

減免対象となる方には、この用紙が納入通知書に同封されています。同封されていれば、必ず減免されます。

### 平成30年度 国民健康保険料の軽減制度のご案内

あなたの世帯は、**下記①の「保険料の減額」**に該当している世帯です。  
区役所または支所の窓口で納期限(最後の納付月の末日)までに申請していただくと保険料が軽減されます。  
※平成30年度分の申請がお済みの場合は、再度申請する必要はありません。  
また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のように設けていますのでご確認ください。

#### ☆世帯単位(世帯主と被保険者全員)で判定する減免制度

|       | 減免の要件   | 減免される額                        | 申請に必要なもの            |
|-------|---|-------------------------------|---------------------|
| ①特別軽減 | 「保険料の減額(※)」に該当している世帯<br>※「保険料の減額」につきましては裏面をご覧ください   | 被保険者1人につき年間2,000円(加入月数により月割の) | 保険証                 |
| ②2割減免 | 「保険料の減額」が適用されていない世帯で、平成29年中の所得の合計が「66万円+(35万円×被保険者数)」以下の世帯<br>(例)1人世帯:66万円+(35万円×1人)=101万円以下            | 均等割額の2割                       | 保険証                 |
| ③所得激減 | 以下の条件をすべて満たす世帯<br>・平成29年中の所得が1,000万円以下の世帯<br>・今年(申請時点の年)の見込所得が264万円以下の世帯<br>・今年(申請時点の年)の見込所得が平成29年中の所得の | 所得割額の3割から7割                   | ・世帯全員(世帯主と被保険者全員)の今 |

## ★まずは「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」を確認します

**「7」または「5」の場合**  
申請すればさらに「特別軽減」で1人につき年間2,000円減免されます。

**「2」の場合**  
申請すればさらに「特別軽減」(1人につき年間2,000円減免)、または、障がい者、寡婦(寡夫)、65歳以上の方は「均等割」の3割が免除されます。

**「空欄」の場合**  
※(減額額⑥=0)で、「所得割額④」に金額のある方

- 夫が高収入であっても、妻の収入が少なければ、「均等割」の3割(約15,000円)が減免される場合があります。
- 障がい者、寡婦(夫)、一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。
- 所得が264万円以下で、前年所得の8割以下に減った世帯は、所得割が減免されます。

《見本：Aさん宅に届いた通知書》

| ◎ 年間保険料額 |       |         |        |    | ◎ 月割額 (区分) |                    |                         |
|----------|-------|---------|--------|----|------------|--------------------|-------------------------|
|          | 所得割額④ | 均等割額⑤   | 減額額⑥   | 割合 | 減免額⑦       | 保険料額⑧<br>(④+⑤-⑥-⑦) | 差引増減額(①-②)              |
|          | 円     | 円       | 円      | 円  | 円          | 円                  | 円                       |
| 前回(変更前)  | ***** | *****   | *****  | *  | *****      | *****              | *****                   |
| 今回(変更後)  | 3,359 | 101,586 | 50,794 | 5  | 0          | 54,150             | ○×△区でかかる保険料額<br>54,150円 |
| 納付月      | 4月    | 5月      | 6月     | 7月 | 8月         |                    |                         |

申請は毎年必要です。保険証と国保料納入通知書を持って区役所の保険年金課または福祉課へ行けばどなたでも申請できます。(印鑑不要)

申請には平成29年中の所得の申告が必要です。済ましていない方はすみやかに市民税課に申告を。